

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2025年2月26日現在	
～2025年2月25日	2025年2月26日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年BNSネサ第100017号）
 実施 平成23年5月10日

（用語の定義）

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
（略）	（略）

（略）	（略）
-----	-----

（VPN契約申込の方法）

第12条 （略）

2 回線契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社が指定する方法により回線契約の申込みを行っていただきます。

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年BNSネサ第100017号）
 実施 平成23年5月10日

（用語の定義）

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
（略）	（略）
33の6 光信号分岐端末回線	接続約款（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定める電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款をいいます。）に定める光信号分岐端末回線
33の7 光回線再利用	<p>(1) 回線契約の申込みにあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。）からUniversal Oneサービス（光コラボレーションモデルサービスを用いて提供するものに限ります。）へ移行するため、引込線を再利用すること（ただし、光アクセス回線の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この(1)の場合を「光回線再利用（入）」といいます。）</p> <p>(2) 回線契約の解除にあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、その回線契約者が現に利用しているUniversal Oneサービス（光コラボレーションモデルサービスを用いて提供するものに限ります。）から当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。）へ移行するため、引込線を再利用すること（ただし、光アクセス回線の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この(2)の場合を「光回線再利用（出）」といいます。）</p> <p>（注）引込線に係る設備形態上の理由により、光回線再利用を適用することができない場合があります。</p>
33の8 転用等承諾番号	<p>(1) 光アクセス回線の転用の手続きに必要な番号（以下「転用承諾番号」といいます。）</p> <p>(2) 光アクセス回線の事業者変更の手続きに必要な番号（以下「事業者変更承諾番号」といいます。）</p> <p>(3) 光回線再利用の手続きに必要な番号（以下「光回線再利用承諾番号」といいます。）</p>
（略）	（略）

（VPN契約申込の方法）

第12条 （略）

2 回線契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社が指定する方法により回線契約の申込みを行っていただきます。

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2025年2月26日現在

～2025年2月25日

2025年2月26日～

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(注) (略)

(光アクセス回線の事業者変更)

第20条の2 回線契約者（料金表通則に定める光一括提供型に係る者に限ります。）は、光アクセス回線の事業者変更（出）の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第13条（VPN契約申込の承諾）第3項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。
- (2) (略)。
- (3) その他光アクセス回線の事業者変更（出）に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。

3 当社は、第1項の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号（光アクセス回線の事業者変更の手続きに必要な番号をいいます。以下同じとします。）を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号は、発行日から起算して15日間に限り有効とします。

(回線契約者の氏名等の通知)

第56条 (略)

2～3 (略)

4 Universal One契約者は、光アクセス回線の事業者変更（出）にあたり、その加入者回線に係る情報（光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき契約事業者が保有する情報であって、Universal One契約者の氏名又は名称、住所又は居所、加入者回線の設置場所、加入者回線に係る品目又は細目、契約事業者がUniversal One契約者に対して直接提供するサービスがある場合には当該サービスに関するUniversal One契約者と契約事業者との契約内容をいいます。）のうち、光アクセス回線の事業者変更を行うために必要な情報について、契約事業者が事業者変更先の電気通信事業者に通知する必要があることについて、予め承諾するものとします。

(1)～(5) (略)

(6) 光アクセス回線の転用、光アクセス回線の事業者変更（入）又は光回線再利用（入）を伴う申込みの場合は、転用承諾番号、事業者変更承諾番号又は光回線再利用承諾番号

(7) (略)

(注) (略)

(光アクセス回線の事業者変更等)

第20条の2 回線契約者（料金表通則に定める光一括提供型に係る者に限ります。）は、光アクセス回線の事業者変更（出）又は光回線再利用（出）の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第13条（VPN契約申込の承諾）第3項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 移行先の電気通信事業者が承諾しないとき。
- (2) (略)。
- (3) その他光アクセス回線の事業者変更（出）又は光回線再利用（出）に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。

3 当社は、第1項の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号又は光回線再利用承諾番号を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号又は光回線再利用承諾番号は、発行日から起算して15日間に限り有効とします。

(回線契約者の氏名等の通知)

第56条 (略)

2～3 (略)

4 Universal One契約の申込みを行う者又はUniversal One契約者（以下第5項までにおいて「申込者等」といいます。）は、光アクセス回線の事業者変更にあたり、その加入者回線に係る情報（事業者変更に関して当社が申込者等から取得する情報又は光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき契約事業者が保有する情報であって、事業者変更承諾番号、申込者等の氏名又は名称、住所又は居所、加入者回線の設置場所、加入者回線に係る品目又は細目、契約事業者が申込者等に対して直接提供するサービスがある場合には当該サービスに関する申込者等と契約事業者との契約内容等の情報をいいます。）について、契約事業者又は事業者変更の相手方の電気通信事業者が事業者変更に係る業務を行うために必要な範囲において、当社又は契約事業者が契約事業者又は事業者変更の相手方の電気通信事業者に通知し、また、当該通知を受けた電気通信事業者が利用する可能性があることを予め承諾するものとします。

5 申込者等は、光回線再利用にあたり、その再利用する引込線に係る情報（光回線再利用に関して当社が申込者等から取得する光回線再利用承諾番号、申込者等の氏名又は名称、住所又は居所、引込線に係る終端の場所及び工事実施予定日等の情報をいいます。）について、契約事業者又は光回線再利用の相手方の電気通信事業者が光回線再利用に係る業務を行うために必要な範囲において、当社又は契約事業者が契約事業者又は光回線再利用の相手方の電気通信事業者に通知し、また、当該通知を受けた電気通信事業者が利用する可能性があることを予め承諾するものとします。

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2025年2月26日現在	
～2025年2月25日	2025年2月26日～
	附 則（令和7年2月18日 CNS 1 サ第000400009360-01号） この改正規定は、令和7年2月26日から実施します。